

平成 30 年 11 月

INSURANCE AUS.G 【I3330】
(Insurance Australia Group Limited)
を保有されている投資家の皆様へ
ー資本の払戻し<課税関係等>のお知らせー

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、INSURANCE AUS.G の資本の払戻しにつきまして、課税関係等のご案内を申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。
今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地権利落日 : 2018 年 10 月 31 日
2. 現地支払開始日 : 2018 年 11 月 26 日
3. 資本の払戻し単価 : 権利付 1 株あたり、0.195 豪ドル
(本資本の払戻しに合わせて**実施された**株式併合実施前の残高)
(前回通知：実施される予定の)
※お客様の口座には円貨にてお支払い致します。
4. 課税関係 : 現地：源泉徴収課税なし
国内：交付金額の一部（「みなし配当所得」該当部分）に対して源泉徴収課税あり
(前回通知：未定（「みなし配当」として、源泉徴収対象となる場合があります。))
5. 主な実施条件 : 2018 年 10 月 26 日開催の株主総会における承認
⇒承認されました。
6. その他 : ・本資本の払戻しに合わせて、株式併合が**実施されました。**
(前回通知：も実施される予定です。)
・本資本の払戻しと同時期に、現金配当（権利付 1 株あたり 0.055 豪ドル）
が別途支払われる予定です。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社